

**総合地球環境学研究所 施設整備事業
入札説明書**

平成15年3月

総合地球環境学研究所

目 次

1 . 入札説明書の定義	1
2 . 入札公告等	2
(1) 公告日	2
(2) 契約担当官等	2
(3) 調達機関番号等	2
(4) 品目分類番号	2
(5) 担当部局	2
3 . 事業の概要	2
(1) 事業名	2
(2) 事業場所	2
(3) 事業内容	2
(4) 提供される業務の要求水準	3
(5) 事業期間等	3
(6) 対象施設	4
4 . 入札参加に関する条件等	4
(1) 入札参加者が備えるべき要件等	4
(2) 入札参加グループの構成員の変更等	8
5 . 競争参加資格等の確認等	8
(1) 競争参加資格確認申請書等の提出	8
(2) 工事の施工実績等について	9
(3) 競争参加資格の確認後の取扱い	9
(4) 入札資格確認結果の通知	9
(5) 費用負担	10
(6) 競争参加資格確認申請書等の取扱い	10
(7) 地球研からの提示資料の取扱い	10
6 . 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	10
(1) 理由の説明等	10
(2) 回答期限	10
7 . 本件入札説明書に対する質問	10
8 . 入札書及び入札提案書の提出日時及び場所	11
9 . 入札書及び入札提案書の提出方法等	11
(1) 入札の方法	11

(2) 入札の辞退	12
(3) 公正な入札の確保	12
(4) 入札の取りやめ等	12
(5) 入札価格の記載	12
(6) 入札執行回数	12
10 . 提案資料等	12
(1) 入札説明書の承諾	12
(2) 提出書類の取扱い・著作権	13
(3) 地球研からの提示資料の取扱い	13
(4) 入札参加者の複数提案の禁止	13
(5) 提出書類の変更禁止	13
(6) 使用言語及び単位、時刻	13
(7) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合	13
11 . 入札保証金及び契約保証金	13
(1) 入札保証金	13
(2) 契約保証金	13
12 . 入札金額の内訳書の提示	14
13 . 開札	14
(1) 日時	14
(2) 場所	14
(3) その他	14
14 . 入札の無効	14
15 . 落札者の決定方法等	15
(1) 落札者の決定方法	15
(2) 審査委員会の設置	15
(3) 審査の方法	16
(4) 審査事項	16
(5) 入札結果の通知及び公表	16
(6) 事務局と協力者	16
16 . 事業実施に関する事項	16
(1) 誠実な業務遂行義務	16
(2) 事業期間中の P F I 事業者と地球研の関わり	16
(3) 業務内容	17
(4) 地球研によるモニタリング	17

(5) 支払条件	19
(6) 土地の使用等	19
17 . 地球研とPFI事業者の責任分担	20
(1) 基本的考え方	20
(2) 予想されるリスクと責任分担	20
18 . 基本協定書の締結	20
19 . 特別目的会社の設立	20
20 . 事業契約の締結	20
21 . 手続における交渉の有無	21
22 . 契約書作成の要否等	21
23 . 保険付保の要否	21
24 . 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	21
25 . 苦情申立て	21
26 . 関連情報を入手するための照会窓口	21
27 . 提出書類	21
(1) 入札提出書類	21
28 . その他	23
(1) 事業の終了	23
(2) 情報の提供	23
(3) 契約に違反した場合等の取扱い	23
(4) 特定事業の選定の取消し	23
(5) 事業に必要と想定される根拠法令等	23
(6) その他	24

様式 1 入札説明書等に関する質問書

添付資料 1 リスク分担表

1. 入札説明書の定義

この入札説明書は（以下「本件入札説明書」という。）は、総合地球環境学研究所（以下「地球研」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「総合地球環境学研究所施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成14年9月20日に公表した「総合地球環境学研究所施設整備事業実施方針」（添付資料及び別添資料を含む。以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問回答書（平成14年10月公表）及び意見招請（平成14年11月公表）を反映している。従って、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添の「総合地球環境学研究所施設整備事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書案」という。）、「総合地球環境学研究所施設整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「総合地球環境学研究所施設整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「総合地球環境学研究所施設整備事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書案」という。）、「総合地球環境学研究所施設整備事業 様式集及び記載要領」（以下「様式集」という。）及び関係図面等は、本件入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。

なお、本件入札説明書と実施方針及び実施方針に関する質問回答集に相違がある場合は、本件入札説明書の規定が優先するものとする。また、本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答集及び入札説明書等に関する質問回答によることとする。

2. 入札公告等

(1) 公告日

平成 15 年 3 月 11 日

(2) 契約担当官等

支出負担行為担当官 総合地球環境学研究所管理部長 吉野 正巳

(3) 調達機関番号等

調達機関番号 016 所在地番号 26
第181号

(4) 品目分類番号

41, 42, 75, 78

(5) 担当部局

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号
文部科学省大臣官房文教施設部計画課整備計画室内
総合地球環境学研究所 東京分室
電話 03-5253-4111 (内線 2612)

3. 事業の概要

(1) 事業名

総合地球環境学研究所施設整備事業

(2) 事業場所

京都市北区上賀茂本山

(3) 事業内容

本事業は、PFI法第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社(以下「PFI事業者」という。)を設立し、当該PFI事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式により、施設の設計・建設等を行い、当該施設の完成・引渡し後にその維持管理に関する業務を行うものである。

以下に具体的な業務を示すが、より詳細な業務内容については、別添「事業契約書案」(資料1)及び「要求水準書」(資料2)を参照のこと。

1) 総合地球環境学研究所等施設整備業務

事前調査業務(地質調査含む)及びその関連業務
施設整備に係る設計(基本設計・実施設計)及びその関連業務
施設整備に係る敷地造成、建設工事及びその関連業務

工事監理業務
周辺家屋影響調査・対策
電波障害調査・対策
建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

設計と条件等は、別添「要求水準書」(資料2)において提示する。

2) 総合地球環境学研究所施設維持管理業務

建物保守管理業務(点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む)
設備保守管理業務(設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務含む)
外構施設(駐車場等を含む)保守管理業務(点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む)
清掃業務(建築物内部及び敷地内の清掃業務)
保安警備業務
廃棄物処理業務(一般廃棄物につき、京都市の許可を持つ処理業者に民間事業者が処理を委託する。なお、産業廃棄物及び特別管理廃棄物の処理業務は事業者の業務範囲から除く。)
植栽処理業務

維持管理業務に係る光熱水費は地球研が実費を負担するものとし、入札価格の算定範囲から除外するものとする。

施設の利用を制限して行う大規模な修繕業務については、地球研が本事業とは切り離して別発注することとし、PFI事業者の業務範囲からは外すものとする。なお、別添「要求水準書」(資料2)に示す機能を維持するために行う修繕は規模に関わらず、全てPFI事業者の事業範囲内とする。ただし、不可抗力による機能低下や地球研が機能向上のために行う大規模修繕は地球研が行うものとする。

(4) 提供される業務の要求水準

PFI事業者が行う業務の仕様は、別添「要求水準書」(資料2)によるものとする。

(5) 事業期間等

1) PFI事業

事業契約締結の日の翌日から平成30年3月末日まで。

2) 入札に関するスケジュール(予定)

平成15年3月11日	入札公告
平成15年3月17日～3月20日	本件入札説明書に関する質問受付期間
平成15年4月14日	本件入札説明書に関する質問回答公表

平成 15 年 4 月 18 日	競争参加資格確認書等の受付期限
平成 15 年 4 月 25 日	競争参加資格の審査結果の通知
平成 15 年 5 月 8 日	競争参加資格がないと認めた理由説明の受付期限
平成 15 年 5 月 16 日	競争参加資格がないと認めた理由の回答
平成 15 年 6 月 6 日	入札提出書類の受付
平成 15 年 6 月 6 日	開札
平成 15 年 7 月 25 日	落札者の決定
平成 15 年 8 月	落札者との基本協定の締結
平成 15 年 9 月	P F I 事業者との事業契約の締結

(6) 対象施設

施設内容：総合地球環境学研究所施設及びこれに附帯する関連施設

施設規模：総床面積 12,500 m²程度

敷地面積：31,354 m²

用途地域等：都市計画区域（市街化調整区域）

用途地域指定なし

防火指定なし

第 1 種風致地区（京都市風致地区条例による）

第 1 種自然風景保全地区（京都市自然風景保全条例による）

形態規制：建ぺい率 20%（京都市風致地区条例による）

容積率 400%

4 . 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、P F I 事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請時において協力会社として明記すること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

予決令第72条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者は3)ア、アによる有資格者に登録された者であること。

会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

競争参加資格確認申請書等及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知)に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」(平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知)別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

地球研が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するコンサルタント業務契約及びアドバイザー業務を締結する企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業の業務に関わっている者は、財団法人日本経済研究所、株式会社ニュージェック、アンダーソン・毛利法律事務所である。

(注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。において同じ。

入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

14.(2)に掲げる審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、

また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

- ア 文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
- イ 経営状況が健全であること。なお、健全であることとは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けておらず、かつ経営状態が著しく不健全でないことを指す。
- ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- エ 建築士法(昭和 25 年法律 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 平成 5 年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 地上 2 階建以上かつ延べ面積 9,000㎡以上の校舎又は研究施設

工事監理に当たる者(建築基準法(昭和 25 年法律 201 号)第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき設置するものとする。)は次の要件を満たすこと。

- ア 3) アに同じ。
- イ 3) イに同じ。
- ウ 3) ウに同じ。
- エ 3) エに同じ。
- オ 平成 5 年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 地上 2 階建以上かつ延べ面積 9,000㎡以上の校舎又は研究施設

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格(平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定)第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記 2 の点数)が次の点数以上であること。

建築一式工事	1250 点
電気工事	950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

- ウ 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が工事を共同して施工する場合にあっては、そのうち一者が当該施工実績を有すれば良いものとする。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 地上2階建以上かつ延べ面積9,000㎡以上の校舎又は研究施設

- エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であることを指す。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であることを指す。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流

体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。) 水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械 - 流体機械」、「機械 - 冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。)とするものに合格した者)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であることを指す。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記ウに掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において平成13・14・15年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とされる資格を有していることを証明した者であること。

ウ 平成5年度以降に、校舎又は研究施設の維持管理業務実績があること。

(2) 入札参加グループの構成員の変更等

競争参加資格確認申請書等の提出時点で参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。また、競争参加資格確認申請書等の提出後に入札参加グループの構成員及び協力会社を新たに追加し又は減らすことも原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(指名停止等に該当する場合を除く。)は、地球研と事前協議を行うこととする。協議の結果、地球研が当該変更につき妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、競争参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更、追加し又は減らすことができるものとする。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を別添「様式集」(資料5)に定めるところに従い提出すること。

5. 競争参加資格等の確認等

(1) 競争参加資格確認申請書等の提出

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4.(1)3)に掲げる要件(以下「競争参加資格」という。)を有することを証明するため、後述する手続きにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格資料(以下「競争参加資格確認申請書等」という。)を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。4(1)3)の ア及び ア・ アに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時において4(1)3)の ア及び ア・ アに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札のときにおいて4(1)3)のア及びア・アに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。

提出期限：平成15年4月18日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

提出場所：2.(5)に同じ。

提出方法：競争参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。

提出書類：競争参加資格確認申請時に提出する提出書類は以下のとおりである。

- ア 競争参加資格確認申請書(様式1)
- イ グループ構成員及び協力会社一覧表(変更届)(様式2)
- ウ 委任状(様式3)(入札参加グループで申し込む場合の入札参加グループの構成員の代表者から代表企業の代表者への委任状)
- エ 設計・監理実績、工事施工実績及び維持管理実績表明書(様式4)
- オ 配置予定技術者の資格及び工事経験(様式5)
- カ 一般競争参加資格認定通知書の写し
- キ 資格審査結果通知書の写し
- ク 納税証明書(国税及び都道府県税)の写し
- ケ その他の競争参加資格を証する書類

(2) 工事の施工実績等について

4(1)3)ウの同種の工事の施工実績及び4(1)3)エdの配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(3) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有することの確認を受けた入札参加者、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、4.(1)2)~3)に定める要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、競争参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められない。

(4) 入札資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果の通知は、競争参加資格審査申請を行った者に対して、書面により平成15年4月25日(金)までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送するとともに、併せて、登録受付番号を通知する。

(5) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(6) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

競争参加資格確認申請書等の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された競争参加資格確認申請書等の差し替え又は再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え又は再提出は認めない。

(7) 地球研からの提示資料の取扱い

地球研が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

6 . 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 理由の説明等

競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、以下の要領にて、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

提出期限： 平成 15 年 5 月 9 日（金）午後 5 時。

提出場所： 2 . (5) に同じ。

提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。

(2) 回答期限

支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成 15 年 5 月 19 日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 . 本件入札説明書に対する質問

(1) 質問書受付

本件入札説明書に対する質問（実施方針に記載があつて本件入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、様式 1 「入札説明書等に関する質問書」に定めるところに従い質問書を提出すること。

受付期間： 平成 15 年 3 月 17 日（月）～ 3 月 20 日（木）の午後 5 時まで。

提出方法： 質問の内容を簡潔にまとめ、電子メールでのファイル添付若しくは、3.5 インチのフロッピーディスクの郵送（印刷物も添付）にて提出すること。

(ファイル形式は Microsoft Word のこと)

宛先： 文部科学省大臣官房文教施設部計画課整備計画室
電子メールアドレス： PFI@chikyu.ac.jp

(2) 回答

(1) の質問に対する回答書は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室及び総合地球環境学研究所ホ - ムペ - ジに掲載する。

質問への回答日：平成 15 年 4 月 14 日 (月)

8 . 入札書及び入札提案書の提出日時及び場所

提出日時 平成 15 年 6 月 6 日 (金) 午後 2 時 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成 15 年 6 月 5 日 (木) 午後 5 時)

提出場所 〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目 2 番 2 号
文部科学省 2 階

(場所) 入札室

(ただし、郵送による入札書の提出場所は、2 . (5) に同じとする。)

9 . 入札書及び入札提案書の提出方法等

競争参加資格確認通知を送付された入札参加者は、次により入札を実施する。

(1) 入札の方法

入札参加者は、本件入札説明書及び本件入札説明書に対する質問・回答を熟覧の上、入札書を提出しなければならない。

入札書は持参又は郵送 (配達記録郵便に限る。) すること。ファクシミリ又は電子メールによる入札は認めない。

入札書は、別添「様式集」(資料 5) に定めるところに従い作成し、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官総合地球環境学研究所管理部長 吉野 正巳」、 「入札者名」及び「総合地球環境学研究所施設整備等事業に係る入札書在中」の旨を朱書きしを記載すること。

代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状を添付すること。また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

公告に示した時刻までに到着しなかった入札書は無効となる。

入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参又は郵送 (配達記録郵便に限る。) しなければならない。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を

することができない。

入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

（ 2 ）入札の辞退

競争参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

提出期限 開札の終了まで

（ただし、郵送する場合は平成 15 年 6 月 5 日（木）午後 5 時（必着））

提出場所 2 .（ 5 ）に同じ。

（ 3 ）公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（ 4 ）入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（ 5 ）入札価格の記載

入札価格の算定方法については、別添「事業契約書案」（資料 1）を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から割賦手数料相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から割賦手数料相当額を控除した金額の 105 分の 100 に相当する金額に割賦手数料相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

（ 6 ）入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

なお、2 回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

10 . 提案資料等

（ 1 ）入札説明書の承諾

入札参加者は、競争参加資格確認書等の提出をもって、本件入札説明書等の記載内

容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

1) 著作権

提案資料の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他地球研が必要と認めるときには、地球研は提案資料の全部又は一部を使用できるものとし、入札参加者は、競争参加資格確認申請書等の提出をもって当該使用に同意したものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、PFI法第8条に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には使用しない。なお、提出書類は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

(3) 地球研からの提示資料の取扱い

地球研が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(4) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

(6) 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合

申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

ただし、PFI事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上について、支出負担行為担当官総合地球環境学研究所管理部長又は、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やか

に当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官総合地球環境学研究所管理部長に提出すること。

なお、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設会社によって締結される場合は、PFI事業者の負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官総合地球環境学研究所管理部長のために設定するものとする。

12. 入札金額の内訳書の提示

- (1) 入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 内訳書の作成にあたっては、別添「事業契約書案」(資料1)を参照し、別添「様式集」(資料5)の「様式48-1」(入札金額内訳書)を用いて作成すること。
- (3) 内訳書は、担当官が確認の後返却する。
- (4) 内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13. 開札

(1) 日時

平成15年6月6日(金)午後3時

(2) 場所

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号
文部科学省2階
(場所)入札室

(3) その他

入札者(入札参加グループの場合は代表企業)又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。地球研が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

入札公告及び入札説明書等に示した競争参加資格のない者のした入札
委任状を持参しない代理人のした入札
競争参加資格確認申請書等に記載された入札参加グループの代表者以外のした入札
競争参加資格確認申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
記名押印を欠いた入札
金額を訂正した入札
誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
明らかに連合によると認められる入札
同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時に4.(1)2)~3)に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計及び建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、PFI事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、別添「落札者決定基準」(資料3)に基づき、入札価格及び事業計画、施設計画及び維持管理計画等その他の条件を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

(2) 審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等並びに文部科学省及び総合地球環境学研究所職員で構成する「総合地球環境学研究所施設整備事業に係る選定事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を総合地球環境学研究所に設置する。

審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された入札提案書の審査及び優秀提案の選定を行う。

なお、審査委員は以下のとおり。

委員長	山内弘隆	(一橋大学大学院商学研究科教授)
委員	植田和男	(日本PFI協会 専務理事)
	高松伸	(京都大学大学院工学研究科教授)
	水野雄司	(日本政策投資銀行地域企画部課長)
	板倉康洋	(文部科学省大臣官房文教施設部計画課整備計画室長)
	中西正己	(総合地球環境学研究所 研究部 教授)

吉岡 崇仁（総合地球環境学研究所 研究部 助教授）

（３）審査の方法

別添「落札者決定基準」（資料３）に従って、審査委員会にて提案の審査を行う。最終的な民間事業者の選定は、入札価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も有利な提案を行った者を選定することとする。なお、審査の過程において必要に応じヒアリング等を実施する場合もある。

（４）審査事項

別添「落札者決定基準」（資料３）を参照。

（５）入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室及び総合地球環境学研究所のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、PFI法第８条に規定する客観的評価については落札者と契約を締結後に公表する予定である。

（６）事務局と協力者

事業者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

文部科学省大臣官房文教施設部計画課整備計画室内

総合地球環境学研究所東京分室

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目２番２号

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者をおくこととし、協力者は本入札には参加できないものとする。

- ・財団法人 日本経済研究所
- ・株式会社 ニュージェック
- ・アンダーソン・毛利法律事務所

16. 事業実施に関する事項

（１）誠実な業務遂行義務

PFI事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

（２）事業期間中のPFI事業者と地球研の関わり

本事業は、PFI事業者の責任において実施される。また、地球研は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

地球研は原則としてPFI事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて地球研と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、地球研と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項についてはPFI事業者

報告する。

事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、地球研は、PFI事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

国立大学の法人化は、平成14年6月25日の「『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』について」の閣議決定において、平成16年度を目途に開始するとされている。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、地球研とPFI事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

業務内容

設計・建設業務及び維持管理業務については、別添「事業契約書案」(資料1)及び「要求水準書」(資料2)による。

業務の委託

PFI事業者は1)に示した業務を、あらかじめ地球研の書面による承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 地球研によるモニタリング

地球研は、PFI事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、PFI事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行うものとし、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合には、地球研は、当該業務に係る対価の減額等を行う。なお、モニタリング及び対価の減額に係る詳細は、別添「事業契約書案」(資料1)を参照のこと。

1) 本事業の実施状況の確認

地球研は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的の確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、地球研が必要と認める場合には、随時確認を行う。なお、確認に要する費用は、PFI事業者側に発生する費用を除き地球研の負担とする。

基本設計・実施設計時

PFI事業者は、定期的に地球研に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を地球研に提出し、内容の確認を受ける。

建築確認申請時

PFI事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、地球研に事前説明及び事後報告を行う。

工事施工時

PFI事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、PFI事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を地球研に毎月報告させる。

また、P F I 事業者は、地球研が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、地球研が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は地球研に移転されないものとする。

工事完成時

P F I 事業者は、施工記録を用意して、現場で地球研の確認を受ける。ただし、地球研が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は地球研に移転されないものとする。

施設供用開始後

地球研は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

財務書類の提出

P F I 事業者は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、その事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を自己の負担で作成し、公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに地球研に提出する。また、地球研は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

2) 債権の取扱い

P F I 事業者の事業契約上の地位の譲渡

地球研の書面による事前の承諾がある場合を除き、P F I 事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の方法により処分してはならない。

特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行ったすべての出資者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、地球研の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

債権の譲渡

P F I 事業者が地球研に対して有する施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、地球研の事前の書面による承諾がなければ譲渡することはできない。

債権への質権設定及び債権の担保提供

P F I 事業者が地球研に対して有する施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対し、金融機関等が質権を設定する場合及びこれに担保権を設定する場合には、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、地球研の利益を侵害しないと認められる場合に、金融機関等が担保関連契約等を事前に通知した上で、書面による地球研の事前の承諾を得ることを条件とする。

3) 無利子資金等の適用

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、地球研は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。なお、無利子融資制度は平成 18 年 3 月までの時限措置である点に留意すること。

4) 法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援は想定していない。ただし、今後適用される可能性がある場合には、地球研はこれらの支援を P F I 事業者が受けられるよう可能な範囲で必要な協力を行うこととする。

(5) 支払条件

1) 事業の対価の構成

地球研は定期的にモニタリングを実施し、入札説明書等に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、提供されたサービスに対する対価を支払う。なお、地球研が支払う対価は 工事費、工事監理費、設計費等の施設整備業務に係る部分及びその割賦手数料と、施設等の維持管理業務に係る部分から構成される。

地球研は、財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為により、本件施設の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価を施設引渡しの日から事業期間中に、P F I 事業者に対し、P F I 法第 10 条第 1 項に規定する地球研と P F I 事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

2) 改定の考え方及び支払方法

別添「事業契約書案」(資料 1)を参照のこと。

(6) 土地の使用等

本事業に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。

本事業の敷地の使用については、P F I 事業者は、建設に必要な範囲において、無償で使用できるものとする（P F I 事業者は使用貸借権を有するが、地上権等の設定・登記はできない）。

17. 地球研とPFI事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び維持管理の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、地球研が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、地球研が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

地球研とPFI事業者の責任分担は、添付資料1「リスク分担表」及び別添「事業契約書案」(資料1)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。なお、事業契約書案に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

18. 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、地球研(支出負担行為担当官)を相手方として、別添「基本協定書案」(資料4)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

19. 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を事業契約締結時まで設立するとともに落札者又は落札者たるグループの全構成員(以下「落札者等」という。)は、当該特別目的会社に対して出資するものとする。また、設立時の各構成員の出資比率の合計が全体の過半数を超えるものとする。

なお、落札者等の特別目的会社に対する出資に関する詳細については、別添「基本協定書案」(資料4)を参照のこと。

20. 事業契約の締結

落札者は、落札決定後速やかに、地球研を相手方として、提案内容及び別添「事業契約書案」(資料1)に基づいて事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、落札者が遂行すべき設計業務、建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

事業契約締結にあたっては、落札者が入札書に記載された金額を落札者決定日における基準金利で見直し、当該金額から割賦手数料相当額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

落札者又は特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、地球研は違約金として落

札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。
事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

2 1 . 手続における交渉の有無
無。

2 2 . 契約書作成の要否等
別添「事業契約書案」(資料 1) により作成するものとする。

2 3 . 保険付保の要否
別添「事業契約書案」(資料 1) を参照のこと。

2 4 . 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業
の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無。

2 5 . 苦情申立て
本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦
情の処理手続」(平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府
調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0384(直
通))に対して苦情を申し立てることができる。

2 6 . 関連情報を入手するための照会窓口
2 .(5) に同じ。

2 7 . 提出書類

(1) 入札提出書類

入札提出書類は以下のとおりである。なお、 の入札提案書については、所定の
表紙を付け、30 部を提出すること。なお、提出書類の詳細及び記載方法等並びに様式
番号は、別添「様式集」(資料 5) を参照のこと。

入札提出書類提出届(様式 7)

委任状(様式 8)(代理人が入札する場合)

委任状(様式 9)(復代理人が入札する場合)

入札書(様式 10)及び入札金額内訳書(様式 48-1)

要求水準に関する確認書(様式 11)

入札参加企業又は入札参加グループの構成員の、直近 3 期分の貸借対照表、損益
計算書、減価償却明細表(企業単体)

代替信用補完措置への対応（必要な場合のみ提出・様式任意）

入札提案書

- ア 入札提案書表紙（様式 12）
- イ 事業計画説明書 [事業理念]（様式 13）
- ウ 事業計画説明書 [事業実施体制（1）事業スキーム図]（様式 14）
- エ 事業計画説明書 [事業実施体制（2）構成員役割分担表]（様式 15）
- オ 事業計画説明書 [事業実施体制（3）P F I 事業者設立計画書]（様式 16）
- カ 資金計画表（様式 17）
- キ 事業の安全性に対する提案書（様式 18）
- ク 長期収支計画表（様式 19）
- ケ キャッシュフロー計算書（様式 20）
- コ サービスの対価の支払予定表（様式 21）
- サ 設計の実施方針（様式 22）
- シ 設計概要 / 一般事項・構造概要（様式 23）
- ス 電気設備概要（様式 24）
- セ 機械設備概要（様式 25）
- ソ 面積表（様式 26）
- タ 外部仕上表（様式 27）
- チ 内部仕上表（様式 28）
- ツ 環境への配慮に関する提案書（様式 29）
- テ 景観への配慮に関する提案書（様式 30）
- ト 機能性への配慮に関する提案書（様式 31）
- ナ 快適性への配慮に関する提案書（様式 32）
- ニ 変化への配慮に関する提案書（様式 33）
- ヌ 配置図
- ネ 平面図、屋根伏図
- ノ 立面図
- ハ 断面図
- ヒ 外観透視図
- フ 設備系統図
- ヘ 工事の実施方針（様式 34）
- ホ 工事に関する提案書（様式 35）
- マ 工程計画（様式 36）
- ミ 建物保守管理業務提案書（様式 37）
- ム 設備保守管理業務提案書（様式 38）
- メ 外構施設保守管理業務提案書（様式 39）
- モ 清掃業務提案書（様式 40）

- ヤ 保安警備業務提案書（様式 41）
- ユ 廃棄物処理業務提案書（様式 42）
- ヨ 植栽処理業務提案書（様式 43）
- ラ 長寿命化に関する提案書（様式 44）
- リ 長期修繕計画書（様式 45）
- ル 工事費見積書（様式 46）
- レ 維持管理費見積書（様式 47）
- ロ 入札金額内訳書（様式 48-2）

28. その他

(1) 事業の終了

地球研は、本件施設が P F I 事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、又はその他の事由により本件施設を維持・継続できないと判断した場合は、P F I 事業者に対して事前に書面で通知した上で、本件施設の維持管理業務の提供を終了させることができる（別添「事業契約書案」(資料 1) 参照）。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び総合地球環境学研究所のホームページに掲載する。

(3) 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等地球研の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

入札参加等がない場合又は入札参加者全員の入札額が地球研が設定する予定価格を越える場合、地球研は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）

財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）
会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）
国有財産法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号）
その他関連法令、条例等

（ 6 ）その他

落札者は申請書又は資料に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

建設企業及び下請会社が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

入札説明書に関する問合せ先：

文部科学省大臣官房文教施設部計画課整備計画室内
総合地球環境学研究所 東京分室

住 所：〒100-8959

東京都千代田区霞ヶ関三丁目 2 番 2 号

電 話： 03-3581-6007（直通）

F A X： 03-3581-2295

電子メール： PFI@chikyu.ac.jp

(様式1)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する質問書

本件「入札説明書等」について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
項目	(配付資料名・タイトル)
上記資料における対応部分	(該当ページ・該当箇所(大・中・小・細項目、行目～行目))
内容	

質問事項は、本様式1枚につき1項とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

整理項目	1	2	3	4	5	6		
------	---	---	---	---	---	---	--	--

欄：質問受付後、地球研によって記入を行う。

(添付資料1) リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者				
			地球研	事業者			
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	入札参加リスク	2	入札参加費用の負担				
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの				
	契約リスク	4	P F I 事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合				
	制度関連 リスク	政治・行政リスク	5	地球研の債務負担行為の設定に関する承認が得られない場合			
			6	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（PFI事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの）			
		7	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）				
		許認可リスク	8	地球研が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
			9	P F I 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの			
		税制度リスク			一般的な税制変更（新設含む）に関するもの		
			10		収益関係税（外形標準課税も含む）の変更に関するもの		
			11		上記以外の変更に関するもの		
			12		消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの		
			13		PFI事業に特定の税制の新設・変更		
	社会 リスク	住民対応リスク	14	研究所の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの			
			15	地球研が行う測量・調査に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの			
			16	上記以外のもの（P F I 事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの）			
		環境問題リスク	17	P F I 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの			
			第三者賠償 リスク	18	P F I 事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		
				19	地球研の運営業務に関する事故		
	債務不履 行リスク	P F I 事業者の 責めによるもの	20	P F I 事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可でのP F I 事業者の変更			
			21	P F I 事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合			
		地球研の責め によるもの	22	地球研の債務不履行			
	不可抗力リスク	23	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変又は暴動など（ ）				
24		発生は当事者がコントロールできないが、事業者がその発生のために事業に被る影響への対処に適している事項（火事、地震、ストライキ）					

（ ）一定の金額 / 割合 / 期間に対応するものについてはP F I 事業者負担とし、それ以外については地球研が負担する。詳細は別添「事業契約書案」(資料1)を参照。

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
				地球研	事業者	
金利リスク			金利の変動 (1)			
		25	設計・建設期間中 (2)			
		26	維持管理期間中			
	物価リスク			物価の変動		
		27	設計・建設期間中			
		28	維持管理期間中 (3)			
計画・設計 リスク	発注者責任 リスク	29	P F I 事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの			
		30	地球研側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの			
	測量・調査リスク	31	地球研が実施した測量・調査に関するもの			
		32	P F I 事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		33	地中障害物及び埋蔵文化財調査のために必要となった費用の負担及び工期の延長			
	造成リスク	34	造成に関するもの			
	設計リスク	35	地球研の提示条件、指示の不備、地球研の要求に基づく変更によるもの			
		36	P F I 事業者・請負会社の指示、判断の不備			
建設 リスク	用地取得リスク	37	計画地の用地確保に関するもの			
		38	計画地の土壌汚染に関するもの			
	工事遅延リスク	39	P F I 事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合 (ただし地球研の要求による設計変更等に起因するものを除く)			
		40	地球研の要求による設計変更等により遅延する、又は完工しない場合			
	工事監理リスク	41	工事監理に関するもの			
	工事費増大 リスク	42	地球研の指示に起因する工事費の増大			
		43	上記以外の要因による工事費の増大			
	要求性能未達 リスク	44	要求性能不適合			
施設損傷リスク	45	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害				

(1) 金利変動に伴う支払の改訂は原則として行わない。

(2) 基準金利決定のタイミングについては、別添「事業契約書案」(資料1)を参照。

(3) 一定範囲を超えたインフレの場合は地球研が増額分を負担し、デフレの場合には減額変更を行う。
物価変動の範囲や基準となる指標等の考え方に関する詳細は、別添「事業契約書案」(資料1)を参照。

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
			地球研	事業者	
支払遅延・不能リスク	46	地球研の支払遅延・不能に関するもの			
維持管理 リスク	計画変更リスク	47	地球研の指示による維持管理業務内容の変更に関するもの		
	要求水準未達 リスク	48	要求水準不適合（施工不良が原因による場合を含む）		
	施設瑕疵リスク	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合			
		49	引渡日から2年以内、或いは故意又は重大な過失、構耐力主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分については10年以内		
		50	上記以外		
	維持管理コスト リスク	51	地球研の指示による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大		
		52	上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		
施設損傷リスク	53	施設の劣化に対してPFI事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの			
	54	事故・火災等によるもの（地球研の責めによる場合）			
	55	事故・火災等によるもの（PFI事業者の責めによる場合）			
修理費増大リスク	56	不適切な維持管理により当初に想定した修繕費が予想を大幅に上回った場合（大規模修繕費を含める）			

別添資料一覧

- 資料 1 総合地球環境学研究所施設整備事業 事業契約書（案）
- 資料 2 総合地球環境学研究所施設整備事業 要求水準書
- 資料 3 総合地球環境学研究所施設整備事業 落札者決定基準
- 資料 4 総合地球環境学研究所施設整備事業 基本協定書（案）
- 資料 5 総合地球環境学研究所施設整備事業 様式集及び記載要領